

ティッシュペーパー製品事件（審決取消訴訟事件）	
事件の表示	平成24年（行ケ）第10165号 平成25年2月28日判決言渡 原告：大王製紙株式会社 被告：特許庁長官
判決	特許庁が不服2011-17364事件について平成24年3月22日にした審決を維持する。
参照条文	特許法第29条2項
キーワード	技術的意義

〔事実関係〕

1. 事案の概要

原告は、発明の名称を「ティッシュペーパー製品」とする発明について特許出願（特願平2010-266183号、平成22年7月20日に出願された特願2010-163393号の分割出願）をしたが、拒絶査定（29条2項）を受けた。

これに対し、拒絶査定不服審判を請求したが、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決を受けた。

そこで、原告は上記審決の取消しを求めたところ、審決が取り消された。

2. 本願発明の内容

[補正後の特許請求の範囲]

請求項数：4項、独立請求項：請求項1

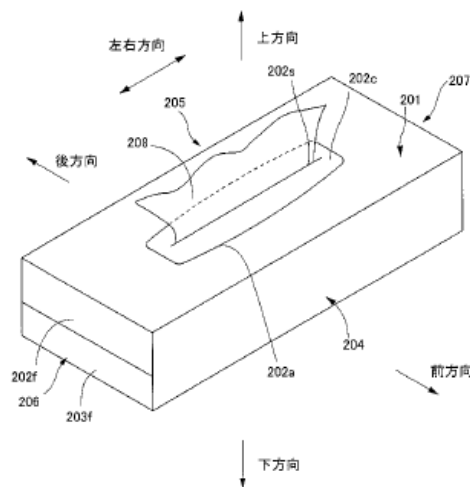
【請求項1】

- A. 表面に薬液が塗布された2プライのティッシュペーパーがポップアップ方式で折り畳まれて略直方体の収納箱に収納されたティッシュペーパー製品であって、
- B. 前記ティッシュペーパーは、薬剤含有量が両面で $1.5 \sim 5.0 \text{ g/m}^2$ であり、
- C. 2プライを構成するシートの1層あたりの坪量が $10 \sim 25 \text{ g/m}^2$ であり、
- D. 2プライの紙厚が $100 \sim 140 \mu\text{m}$ であり、
- E. 前記収納箱は、上面に、その長辺方向に平行に開口を有する紙箱よりなり、
- F. 前記開口は収納箱内面に貼付されたフィルムにより被覆され、
- G. 前記フィルムは前記開口に長辺方向に平行なスリットを有し、
- H. 前記フィルム横方向とティッシュペーパー表面のシート取出し方向との静摩擦係数が $0.20 \sim 0.28$ であり、
- I. 上層から1組目から5組目までの計5組、及び11組目から15組目までの計5組の取り出し抵抗値が 70 gf 以下である、
- J. ことを特徴とするティッシュペーパー製品

[課題]

【0008】

本発明の第1の課題は、従来の保湿ティッシュペーパーと同等以上の滑らかさ及びしっとり感を有し、かつ、使用時のベタつき感と破れやすさを軽減したティッシュペーパーを提供することである。本発明の第2の課題は、上記のティッシュペーパー収納時において、その取り出しやすさ、ポップアップのしやすさを保持しつつ、かつ、取り出す際に破れにくくなるよう構成された収納箱を使用した、ティッシュペーパー製品を提供することである。



3. 審決の内容

補正発明は、引用発明1～5に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明することができる。→補正却下

(本発明と引用発明1～5との一致点、相違点)

(1) 本発明の構成A～C, E, Jと引用発明1の記載は一致する。

(2) 本発明の構成F～Hについて

引用発明2には下記が記載されているため、構成F～Hは引用発明2から容易に想到する。

- ・ 収納箱は、上面に、その長辺方向に平行に開口を有する紙箱よりなり（構成F）
- ・ 前記開口は収納箱内面に貼付されたフィルムにより被覆され（構成G）
- ・ （構成Hについて）

ティッシュペーパーと収納箱上面の内側面とのJIS K 7125で規定する静摩擦係数が0.4～0.5」

(3) 本発明のD, Iについては、引用発明1～5から容易に想到

4. 裁判所の判断

引用例 2 には、おおむね以下の記載がある…

…収納箱の高さ寸法を低くし、ティシュペーパー 1 枚当たりの箱高さ寸法を低くしたい
わゆるコンパクト化製品とした場合でも、収納箱からの取出し性に優れ、さらに、柔らかく、
手触り感のよいものである（【0045】）。…

イ 引用例 2 における静摩擦係数

…引用例 2 記載の発明は、ティシュペーパーの取出し性の改善を図ることを課題とした
ものであるところ、この取出し性は、ティシュペーパー束（ウェブ）が圧縮された状態で
収納箱に収納されていることを前提としたものであり、ティシュペーパーと収納箱を形成
する板紙との静摩擦係数の範囲「0.4～0.5」も、このような圧縮状態を前提として
適正化されたものであるものと理解することができる。

ウ 本件補正発明における静摩擦係数の意義

これに対し、本件補正発明は、本願明細書（【0008】）の記載のとおり、ティシュ
ペーパーの取出し性の改善を図ることを課題としたものであるが、この取出し性は、以下
のとおり、ティシュペーパー束が圧縮された状態で収納箱に収納されていることを前提と
したものであることはできず、むしろ、ティシュペーパー束が圧縮されていないことを前
提としたものであると解される。…

エ 相違点 2 の容易想到性

前記のように、引用例 2 は、ティシュペーパーの取出し性の改善を目的とする点では本
件補正発明と共通するものの、ティシュペーパー束が圧縮されていることを前提とするも
ので、ティシュペーパー束が圧縮されていないことを前提とする本件補正発明と、前提に
おいて相違する。そして、このような前提の相違に起因して、両者は、ティシュペーパー
の取出しを妨げる静摩擦力の発生メカニズムが相違し、その大きさも異なるものである。
そうすると、静摩擦力を規定する静摩擦係数についても、引用例 2 における板紙とティシ
ュペーパーとの静摩擦係数の範囲を定めた意義は、本件補正発明におけるティシュペー
パーとフィルムとの静摩擦係数の範囲を定めた意義とは全く異なるものである。このよう
な静摩擦係数の意義の相違に鑑みれば、引用発明に、引用例 2 に記載された「ティシュペ
ーパーと板紙との静摩擦係数 0.4～0.5」を組み合わせて、本件補正発明における「テ
ィシュペーパーとフィルムとの静摩擦係数 0.20～0.28」を導き出すことは、困難
である。

…したがって、ティシュペーパー束が圧縮されていることを前提とした引用例 2 の静摩擦
係数と、ティシュペーパー束が圧縮されていないことを前提とした本件補正発明の静摩擦
係数とでは、技術的意義が相違する以上、使用開始時に最もフィルムとティシュペーパー
間に摩擦力が生じることをもって、本件補正発明と引用例 2 とを同一視することはでき
ない。…

本件補正発明において、ティシュペーパーとフィルムとの静摩擦係数を 0.2～0.2

8とする技術的意義は、ティッシュペーパー束が圧縮されていないことを前提とした取出し性に基づくものであるが、当該取出し性の改善は、静摩擦係数のみによって達成されるものではなく、本件補正発明が規定するその他の数値限定との関係によって達成されるものである。したがって、静摩擦係数単独で、機能性評価の結果と比較することに意味はない。また、本件補正発明において、静摩擦係数の下限値0.20及び上限値0.28にどの程度の臨界的意義があるかは明らかとはいえないものの、引用例2の静摩擦係数とは技術的意義が異なる以上、引用例2に基づき相違点2に係る本件補正発明の構成を容易に想到することができるということとはできない。

→補正発明は、引用例1～5に基づいてこれを容易に想到することができたということとはできない。

6. 考察

本発明の効果は、静摩擦係数のみによって達成されるものではなくその他の数値限定との関係によって達成される、と判断されている。

複数の数値限定を行い、各数値が連係して発明の効果に影響を及ぼすときは、各数値の意義だけでなく、各数値が連係することも明細書に記載する。

以上